第2章 江戸川区の高齢者の生きがいづくり 第1節 生きがいの概念

現在の高齢者福祉施策は、要援護高齢者に対するサービスはもとより、元気な高齢者に対する政策も注目されている。とりわけ高齢者の生きがいを目的とした施策が出されている。仕事や家事・育児等から引退した高齢者がその余生を有意義に過ごしていく上で生きがいを持つことはとても大切な要素である。生きがいとは広辞苑では「生きるはりあい。生きていてよかったと思えるようなこと」と述べられているが、この言葉は日本文化固有の概念であり、諸外国では使われない言葉である。そのため、定義づけや説明が難しいため、日本の福祉関係の辞書からも周到に排除されている。強いて言うならば「生きていく上での幸せや幸福感」を生きがいと置き換えることができるだろう。例えば、孫と遊んだり話したりすることや庭先で盆栽をいじること、地域の集まりに参加すること等、何に生きがいを感じるかは地域、性、年齢といった属性によって、かなり異なるが程度の差こそあれ、その行為一つ一つから生きがいが発生するのである。こうした個人個人が自らの楽しみを見出し、自由な日々が充実した日々となり自由時間がかけがえのないものになっていくことで生きがいが生まれていくのである。

第2節 趣味・娯楽の面からの生きがいづくり

~「江戸川区くすのきクラブ」(1)~

1 老人クラブの成り立ち

老人クラブは、地域社会を基盤に居住する高齢者がクラブの活動を通じて、豊かな老後生活と生きがいを高める活動として発展してきた。特に、近年は、自主的な活動を通じて高齢者の福祉の増進を目標に社会への参加を目ざした活動として、広範にすすめられてきている。

老人クラブは、1945年代後半から地域に少数ではあるが設立されており、1952年に「伊豆長岡老人クラブ」(静岡県)、1953年に「新宿生活館老人クラブ」(東京都)が先駆的なものとして作られた(2)。1951年、現在の全国社会福祉協議会の全身である中央社会福祉協議会は「としよりの日・老人福祉週間」の運動を始めている。この運動は、国民に対して高齢者を敬い、励ますと同時に、老人福祉に対する理解を深めようとするものであった。この頃、老人クラブは徐々にこの「としよりの日」の運動を契機として全国に広がっていった(3)。1955年代中頃には、年金制度としての皆年金が実現し、1961年には、国家予算の中に老人福祉費が計上された。老人クラブとともに「としよりの日」の運動の広がりは、老人福祉法制定へと大きく飛躍していった。老人クラブの組織は、全国的運動として広がりをみせる中から、都道府県に老人クラブ連合会が設立され、さらに、1962年には、全国老人クラブ連合会が設立され、組織化が進められていった。

1973年、全国老人クラブ連合会は、「老人クラブ運営指針」を策定した。この中で、老人クラブの目的は、「一定の地域社会において、老人自身がその福祉を高め、しかもそれが家庭の福祉、社会福祉をも進めるのに役立つことを目的」(4)とする自主的な組織として位置づけている。この指針は老人クラブが活動を活発にするため、老人の福祉を増進するだけでなく、地域社会におけるコミュニティ作りに主体的に参加していくことを基本方針として示したことに特徴があるだろう。こうした指針により、老人クラブの活動は1975代に入って、活発化した。1978年には、「老人クラブ地域社会活動促進特別事業実施要綱」が出され、この目的は、老人クラブと地域社会との交流と同時に、地域住民の老人クラブに対する理解を高めることが趣旨であった。また1986年には、老人の生きがいを高めるため、老人クラブに対して実践活動の先駆的な事業の展開の役割を期待し、同時に老人クラブの活性化を図る趣旨で、「老人クラブ社会参加モデル推進事業」が創設されており、このように、老人福祉施策の中核として、老人クラブの役割が社会的にも重視されたのが1975年代から1985年代であり、今日に至っているのである。

2 「江戸川区くすのきクラブ」の運営要綱と活動

(1)運営要綱

第1条では、目的について記されており、地域の高齢者の生活が健全で明るいものとな るために、自主的に組織したくすのきクラブの運営基準を定めている。第2条では、会員 について記されており、くすのきクラブの会員数はおおむね30名以上とし、会員の年齢 はおおむね60歳以上としている。会員はクラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域 に居住するものとし、その区域は他のクラブと重複しないものとしている。第3条では、 中立性について記されており、くすのきクラブは、政治上及び宗教上の組織に属さないも のとしている。第4条では、運営について記されており、くすのきクラブは、会員の総意 により自主的に運営するものとしている。また、会員の互選による代表者を1名置くとと もに、必要に応じて役員を置くものとしている。第5条では、会則について記されており、 くすのきクラブは、組織及び運営に関する会則を設けるものとしている。第6条では、会 場について記されており、くすのきクラブは、会員集会による活動のできる会場を有する ものとしている。第7条では、事務所について記されており、くすのきクラブは、一定の 事務所又は連絡場所を置くものとしている。第8条では、会費について記されており、会 員は、くすのきクラブの活動費として、定期的に会費を納入するものとしている。また、 会費は、会則により免除又は減額することができるものとしている。第9条では、活動に ついて記されており、くすのきクラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各 種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動を総合的に実施するものとしている。 また、くすのきクラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数 の会員が常時参加するものとしている。第10条では、簿冊の備付について記されており、

くすのきクラブには会員名簿、現金出納簿、クラブ活動日誌、予算書及び決算書、備品台帳等の簿冊を置くものとしている。第11条では、その他の事項について記されており、 くすのきクラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、 前条に掲げる帳簿を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2)活動内容

くすのきクラブは、江戸川区に住んでいる高齢者の自発的意志のもとに組織され、運営していく自主的で自立した組織である。活動に対してはクラブの運営要綱に則して実施される。主な活動内容としては「教養の向上」、「健康の保持」、「レクリエーション」、「ボランティア活動」があり、教養の向上では講演会、ビデオ上映会や教養向上に関する委員会、定例会、研修発表会がある。趣味の教室では俳句・書道・茶道・生け花・盆栽・民謡・民踊・詩吟が行われており、会報や雑誌などの刊行物の発行、区内の施設めぐりや名所史跡探訪や囲碁・将棋大会や熟年文化祭等の催し物がある。健康の保持では運動会等の軽運動、さわやか体育祭やリズム運動大会が開かれている。

レクリエーションでは新年会や忘年会を始め、誕生会や茶話会、親睦旅行が行われている。ボランティア活動に関してはアルミ缶回収や他クラブとの交流、町会や自治会、青年会や婦人会、子ども会などの地域交流、公園等の公共の場所での清掃、ひとり暮らし・寝たきりの方への友愛訪問が行われている。

特に健康の保持に関するさわやか体育祭、リズム運動は地域でも有名な催し物なので以下で詳しく述べたいと思う。

(3)さわやか体育祭

この体育祭は、各地域のくすのきクラブの交流を図ると共に、地域の運動会などではなかなか出番が少ない熟年者を主役に、1972年から始まった。その後、第16回大会から三世代交流大会になり、「世代や地域を越えた交流の輪を広げる」をテーマに開催されるようになった。幼児や高齢者までが一緒になって、大玉ころがしや玉入れ、リレーなどで楽しんでいる。

(4)リズム運動事業

町内会館、地区会館、区民施設、団地集会所等で週1回、2時間行われ、会費は無料、参加者は約8,000人に達している。江戸川区では、地域の高齢者を対象に、真に健康で豊かな生きがいある暮らしを営めるよう、仲間づくりや健康の増進を図ることを目的に1980年から「リズム運動」事業を開始した。リズム運動は、マンボ、ルンバ、ワルツ、等の社交ダンスを取り入れて地域の熟年者が気軽に楽しめるようにアレンジしたもので、江戸川区独自の軽運動として区内全域の会場で実施している。江戸川区では、実施グループへの指導員の派遣、初心者教室の実施等を行っている。高齢者が気軽に楽しく運動できる工夫をしており、参加者も8,000人を超えるほど区内に広く普及している。

また、参加者を増やすため、毎年15会場で初心者教室を開催し、修了者には既存クラ

ブへの加入を呼びかけ、新たな参加者の拡大に務めたり、男性の参加者を促すための男性 だけの初心者教室も開催している。

3 今後の課題

毎年、発行されている「くすのきだより」(5)に気になる記事が載っていた。それはクラブ 運営に関しての問題をクラブの会員にアンケートで聞いたという内容だった。そこで近年 のくすのきクラブで問題となっていることの 1 位に挙げられたのが「新会員の加入が少な い」ということである。ついで、「活動をしても会員が集まらない」、「新しい役員の育成」、「活動のマンネリ化」や「会場が狭いこと」が挙げられているが、やはり、新会員が集まらず、クラブの高齢化が進んでいることはクラブの存続さえ危ういものにしている。この ような推進事業に関しては、多くの人々が参加し交流することが重要な柱になっている。 日常的に社会参加、社会活動をしている人に片寄ってしまうことにより、くすのきクラブ もまた、新たな会員を求めて活動するところまでは、一部の例外を除き至っていないといえる。 さらに、広範な人々への働きがけが、今後のくすのきクラブ活動の活性化という点 からも重要となってくるだろう。

第3節 教育の面からの生きがいづくり~江戸川区社会福祉協議会~

1 社会福祉協議会の概要

(1)社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会に分けられ、「社会福祉事業法」(1951年3月制定) (2000年社会福祉法に名称変更と同時に改正)に基づいて全国の市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置され、そのネットワークにより活動を進めている。そして地域福祉を進めることを使命とし、住民が抱えているさまざまな生活上のニーズを地域全体のニーズとしてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう福祉のまちづくりを進めることを目的とした組織である。

社会福祉協議会は、戦後間もない1951年に民間の社会福祉活動を強化するために全国、都道府県レベルで誕生した。そして、ほどなく市区町村へ組織を拡大し、福祉活動への住民参加をすすめながら現在まで一貫して地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきた。運営の原則は地域の住民、社会福祉の関係者等の参加・協力を得て活動することを大きな特長とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という、ふたつの側面をあわせ持った組織である。市区町村社会福祉協議会は、そこで暮らす住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されている。東京都には23

区、市町村及び島等を含めて63の社会福祉協議会がある。

(2)社会福祉協議会の法律上の位置づけ

社会福祉協議会は民間組織であると同時に法律上の位置づけをもつことに大きな特色がある。社会福祉協議会に関する規定は社会福祉法の第10章「福祉の推進」に置かれており、 その目的となる事業は次のようになっている。

「市区町村社会福祉協議会の目的とする事業(第107条)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする」

2 江戸川区社会福祉協議会の概要と教育事業

(1)概要

1954年7月に任意団体として設置され、1964年7月23日に社会福祉法人とな る(1994年7月23日に30周年式典実施)2000年6月「社会福祉事業法」は、「社 会福祉法」に改正。第109条に地域福祉の推進役として明確化)。設置目的に関しては、 一定の地域社会を対象として(江戸川区内) 区民をはじめ福祉施設、団体等に会員として 参加頂き、区民の福祉の増進を図る事を目的として活動をする公共性をもった民間の自主 的団体である。役所の一部門ではない。行政が法律・制度で定められた事業の充実を図る のと密接に連携をとりながら、社会福祉団体等の協力を得て、調査研究、連絡調整、普及 宣伝を基本として、地域において必要なサービスを総合的に提供したり、社会福祉に関す る区民の参加のための援助(ボランティア活動に対する援助等)をしている。1991年 の法改正により福祉事業の実施が加わる。グリーンパレス(江戸川区松島1-38-1) 内の新館1階に設置されており、役員は江戸川区社会福祉協議会定款(6)(第5条から第1 2条)で理事は17名と定められており、その打ち分けは民生・児童委員代表6名、町会・ 自治会代表 6 名、社会福祉施設代表 1 名、婦人団体代表 1 名、学識経験者 1 名、行政機関 2 名とされている。また監事は2名で民生・児童委員代表1名、町会・自治会代表1名と されている。任期は2002年6月1日から2年とされており、会長は理事の中から選出 される。評議員は定款(第14条~第17条)で60名と定められており、民生・児童委 員、町会・自治会、各種団体、行政機関の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

任期は2002年3月1日から2年とされている。また、定款(第19条)で都会には熟年者福祉部会、児童婦人福祉部会、障害者福祉部会が委員会には生活福祉資金貸付調査委員会が定められている。

社会福祉協議会活動を支える財源は、その大部分が区からの補助金と寄付金によってまかなわれている。しかし、社会福祉協議会が民間福祉団体として自主性を高めていくには、自主財源が必要である。自主財源の基礎は会員会費からまかなわれる。 賛助会費は1口500円で民生・児童委員の協力により賛助会費の勧誘がおこなわれている。 2001年度実績では会費収入が9,169,580円(5,4%) 社会福祉協議会への寄付金が10,221,717円(6,0%) 江戸川区からの補助金が94,067,782円(55,7%)で内、奇付金によるものが9,243,085円(23,2%)となっている。

(2)教育事業

高齢者の趣味・娯楽に関する地域福祉をみたので社会福祉協議会が行っている事業に関しては教育の面から記していくことにする。現在、社会福祉協議会では高齢者が出会う喜びと学ぶ楽しさを通して、自らの知識を豊かにし、主体的な社会参加への自己啓発の場と機会を提供する目的で「福寿大学」という老人大学を開校している。入学理由としては「頭の老化防止」及び「身体の老化を防ぐため」、「現代社会の新しい情報を知るため」など多岐にわたっている。

江戸川区の福寿大学は1961年から開始され、これまでの卒業生は6,321人ののぼっている。受講対象者は江戸川区内在住者で60歳以上、既受講者は除くとなっている。2001年度で41回目迎え、今年の受講者は200人、卒業生は184人であった。期間は9/5~11/6の間で15日間実施される。今年は、山崎和雄の「人生100年時代を生きる~そだちあい ささえあい ゆめみあい~」、太田差恵子の「介護をとして家族を考える」、小野恵津子の「楽しく食べよう~食生活と健康管理~」、山田眞佐男の「江戸川区小学校の歴史」、神保勝一の「健康長寿を目指して」、飯岡芙紗子の「地域で安心して暮らすには~賢い消費生活~」、高部郁夫の「今から始めるウォーキング」、金井貴義の「身近な防犯対策」、塚本紀子の「楽しく昔を思い出して唄いましょう」、大澤成美の「相続に備える」、岡島醇の「火災や地震から命を守る」の11講座が開かれた。

3 福寿大学教育の課題

高齢者の教育の場として行政から設けられている福寿大学では運営上の問題点としてプログラムの内容の質が挙げられる。第一に、プログラムが総花的、表面的でワンパターン化しているということである。これには二つの事情が考えられる。一つはプログラム作成の中心的存在である各講座の運営担当者が、高齢者の学習や教育の重要性について十分理解することができないか、または、講座は高齢者のお守りの役割をすれば十分であるという判断をしているために、プログラムのより望ましい形態について再考することがない場

合である。

もう一つは運営担当者が、高齢者の学習や教育の必要性について十分認識しているものの、学習ニーズが受講者の年齢や学歴等さまざまな属性によって多様化している事実に留意するあまり、結果的には平均的なレベルにあわせたプログラムになってしまうという場合である。他にも受講生の年齢差、学歴差等によって学習ニーズが多様化していることでプログラムの作成が困難なものになっている。また、学習態度においても問題が挙げられ、受講者の態度が消極的、受身的であり自主性・主体性にかけているところがある。教育方法においてもより若い世代との交流を通して学習効果を高めることが大切であるし、講師の選定や交渉が困難である等、解決しなければならない問題が山積みであるのが現状である。

第4節 就労の面からの生きがいづくり~「江戸川区熟年人材センター」⁽⁷⁾~ 1 シルバー人材センターの組織

シルバー人材センター高年齢者雇用安定法により昭和61年に法制化された。前進は1975年、東京都江戸川区を皮切りに全国の地方自治体に普及した「高齢者事業団」である。同事業団は、「自主自立・共働共助」の理念の下に「一般雇用にはなじまないが、働く高齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保する」ことを主たる目的とするものであり、同事業団の設立を契機として、これに賛同する団体が全国各地に広まっていった。国は第4次雇用対策基本計画で示された基本方針(常用雇用的な就業に限らず多様な形態での就業機会が確保されるよう努める)に沿って、1980年から、高齢者に対する任意的な就業機会を提供する団体を育成する自治体に対し、国庫補助を行うこととなった。

従来各地においてさまざまな名称で実施されていた事業が、国庫補助の対象とされることを契機に「シルバー人材センター」に統一され、事業が本格的に実施されることとなった。1986年に施行された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、定年退職者等の高齢者の就業機会の確保のため、必要な処置を講ずるよう努めることが国及び自治体の責務として位置づけられ、シルバー人材センターは法的に認知された。これにより、全国各地におけるシルバー人材センターの設立は飛躍的に伸びることとなり、さらに同法の1996年度改正により、シルバー人材センターは、新たに都道府県ごとに指定される「シルバー人材センター連合」の活動拠点として位置づけられた。これにより、全国すべての地域でシルバー人材センター事業を展開することが可能となった。1999年度末では、シルバー人材センター連合加入は1,444団体、会員数は50万人を超えている。これは、実に日本の全市(区)町村の地域5割弱をカバーするものである。

2 江戸川区熟年人材センターの概要

(1)成り立ち

1975年2月に全国初の事業団として「江戸川区高齢者事業団」が設立され、1978年3月に葛西分室開設(中葛西2丁目)、1980年10月に社団法人となる。1985年2月に愛称を「江戸川区熟年人材センター」とし、同年4月に事務局を中央くすのきカルチャーセンター内に移転(西小松川町)、同年10月事業団の独自事業として、自転車再生事業を開始した。1986年4月には小岩分室開設(東小岩2丁目)し、1987年4月に葛西分室移転(宇喜田町)、1992年1月に自転車リサイクルセンターを完成させる。

江戸川区熟年人材センターは、会員による自主的・主体的な運営と会員の一人一人が豊かな経験と知識を活かし、お互い協力し合いながら、仕事を開拓し、働くことを基本理念としている。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、江戸川区や国、東京都からの支援を受けて運営されている公益法人(社団法人)であり、企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する団体であり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会づくりに貢献している。現在、都内では58区市町村に設置されている。

(2)活動内容

熟年人材センターに「指定業務」は、高年齢退職者のための、臨時的・短期的な就業機会(雇用を除く)の提供、臨時的かつ短期的な雇用の無料職業紹介事業、臨時的・短期的な就業に必要な知識・技能の講習等である。活動する上での仕組みとしては会員、熟年人材センター、企業・団体・公共団体等の発注者の3つから成り、熟年人材センターは働く意欲のある高齢者を会員登録し、発注者から仕事の発注が来た時に仕事を会員に依頼する。仕事を終えた後は、熟年人材センターは発注者から仕事の契約金をもらい、配分金を会員に支払う。時に、熟年人材センターは発注者に仕事の受注や契約の履行をする。

主な仕事内容としてはサービス分野では、家事手伝いや家庭介助、区・市報の配布、学 童擁護、保育補助等があり、管理分野では、施設管理や学校・駐車場管理、自転車・商品 管理 等がある。軽作業の分野では、公園清掃や除草、袋詰め、ビル清掃、ポスター貼り 等があり、専門技術分野では、家庭教師、経営相談、翻訳・通訳、経理事務等がある。外 交・折衝分野では、販売員・店員、チラシ配布、配達等があり、事務分野では、一般事務、 毛筆・筆耕、宛名書き等がある。技術を必要とする分野では、襖・畳張り替え、大工工事、 左官・建具等があり、仕事に関しては多岐にわたっている。

3 江戸川区熟年人材センターの課題

従来、受注業務は雑作業等の肉体労働が多かったが、今後、事務系関連職種希望者の増加に対する事務系業務の受注量の拡大や、高齢社会に対応する老人福祉サービス関連業務

の充実が求められている。

また、熟年人材センターに対する理解の促進、需給調整機能の充実、会員の業務内容・ 範囲・時間等の明確化(特にホームヘルパー等のサービス業務に関して)、受注者や会員の 苦情処理、能力開発体制の充実、安全就業対策の強化と福利厚生機能の拡充等が求められ ている。特に会員は熟年人材センターとは雇用契約関係がなく、また発注者とも直接の法 律関係はない。それゆえ会員の労働については、労働組合法、労働基準法、最低賃金法、 労働安全衛生法、労働保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等は適用されな い。高齢者が安心して仕事に従事できるよう、今後、早期の安全保障体制をつくることが 必要であるだろう。

_

注

⁽¹⁾ 江戸川区では老人クラブを「くすのきクラブ」と呼ぶ。

⁽²⁾ 全国老人クラブ連合会編『全老連15年の歩み』 1978年 P、4

⁽³⁾ 原田正二『在宅老人福祉論』 ミネルヴァ書房 1983年 P、46

⁽⁴⁾ 全老連『老人クラブ運営指針』 1973年 P、3

⁽⁵⁾ 江戸川区くすのきクラブ連合会『くすのきだより』 2002年6月1日

⁽⁶⁾ 社団法人の目的・組織・業務などを定めた根本規則。また、それを記載した書面。

⁽⁷⁾ 熟年人材センターとシルバー人材センターは同じ組織を指す。